方式をもって行うので、提案に係る性能及び機能に関する書類（以下「機能等証明書」という。）を提出するものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたもの）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のおいて、「Ａ等級」、「Ｂ等級」、「Ｃ等級」又は「Ｄ等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。

⑷　東北農政局長から、東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月１日付け26北総第437号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１　東北農政局総務部会計課調達係　電話022―263―1111　内線4023

電子メール　tyotatsu_tohoku@maff.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する。ただし、紙による交付を希望する場合は、上記３の⑴の交付場所において無料で交付する（行政機関の休日を除く。）。

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年５月25日午前11時　仙台合同庁舎Ａ棟７階東北農政局第１入札室

⑷　入札書の受領期限及び提出場所　令和８年６月10日午後５時　電子調達システム又は持参若しくは郵送等により提出すること（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便に限る。）。

⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月23日午前11時　仙台合同庁舎Ａ棟７階東北農政局第１入札室

4　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとするが、電子調達システムにより難い場合は、紙入札参加届出書を提出するものとする。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。なお、契約保証金の免除にあたっては、落札者が契約締結の際に、令和７・８・９年度全省庁統一資格を有していることを条件とする。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和８年６月10日午後５時までに提出しなければならない。提出された機能等証明書を支出負担行為担当官が審査し、要求要件及び仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該機能等証明書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該機能等証明書に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告にした競争参加に必要な書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている機能等証明をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）による。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑼　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAGAI Harunobu, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Replacement purchase of 7 minivan-type passenger vehicles

⑷　Delivery period : Until 19 March 2027

⑸　Delivery place : As shown in the specifications

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A” “B” “C” or “D” in terms of qualification “Sales of Products” at Tohoku area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025, 2026 and 2027.

④　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for the submission of tenders by 5 : 00 P.M., 10 June, 2026, (for both electronic bidding system and submission by document)

⑻　Date and time of the bid opening : 11 : 00 A.M., 23 June, 2026

⑼　Contact point for the notice : Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Hon-cho Aoba-ku Sendai city Miyagi prefecture 980―0014 Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4023